

日高スポーツ協会補助金等の交付に関する要綱

(目的)

第1条 日高スポーツ協会（以下「本会」という。）は、加盟協会の活動支援及び組織強化を目的に、補助金等の交付に関する要綱を制定する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金等の交付対象は、本会の加盟協会並びに、その構成団体とする。

2 補助金等の種類としては、次のとおりとする。なお、概要並びに補助金等の額については、別表1から3のとおりとする。

(1) 事業支援金

- ① 加盟協会が主催して実施する大会への「大会開催事業支援金」
- ② 加盟協会が主催して実施する教室への「スポーツ教室開催事業支援金」
- ③ 加盟協会が主催して実施する講習会等への「審判員等育成事業支援金」

(2) 補助金

- ① 加盟協会が主催等して実施する但馬大会への「大会開催補助金」
- ② 但馬大会を超える公式な大会等の出場への「大会派遣補助金」
- ③ 指導者養成のための研修会等参加への「指導者養成補助金」
- ④ 優秀競技者を顕彰する「優秀競技者顕彰補助金」

(3) 協賛金

- ① 本会が後援等する全国大会の「大会開催協賛金」

(条件)

第3条 補助金等の交付の条件としては、次のとおりとする。

- ① 前条第2項第1号に規定する事業等の開催にあたっては、本会を共催若しくは協賛とすること。
- ② 前条第2項第2号④の実施については、加盟協会等で立て看板を設置し、立て看板には、本会の名称を明示すること。但し、デザイン等を本会に一任することも出来る。

(手続き)

第4条 補助金の申請に関しては、加盟協会が申請するものとする。但し、第2条第2項第2号②の申請については、大会に出場する加盟団体等が、加盟協会を経由して提出できるものとする。

2 申請にあたっては、事業完了後速やかに請求書を提出する。但し、前条第1項②但し書きに規定する手続による場合については、分かった時点で速やかに提出すること。

3 第2条第2項第3号の協賛金については、申請を要しない。

(交付の決定)

第5条 交付決定については、理事長の専決とし、請求者に交付の決定を通知する。

2 交付決定内容については、理事会で報告する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、2022年4月26日より施行する。

附則

この要綱は、2024年4月23日より施行する。

<別表1>条件：日高スポーツ協会を共催または協賛とすること。

補助区分	対 象	金 額
大会開催 事業支援金	① 加盟協会が、独自に主催して、日高地域住民を対象にした大会を開催する場合、運営に係る費用として支援する（年間1回） ② スポーツ月間中に、加盟協会が、独自に主催して、日高地域住民を対象にした大会を開催する場合、運営に係る費用として支援する（期間中1回）	① 会場使用料(準備を含む)(但し、但馬ドーム、民間施設は別途協議) 参加1チーム当たり、1,000円。(個人(ペアを含む)種目の場合は1人当たり150円) ② ①に加えて、大会の優勝チーム又は優秀選手に対して、日高スポーツ協会会長賞等として、盾あるいは副賞代で上限3,000円。(要領収書写し)
スポーツ教室 開催事業 支援金 (月間中の教室とは、会員以外も参加できるものをいう)	① 通年(かつ、原則として週1回、又は年間30回以上)で、加盟協会が主催して、スポーツ教室を開催する場合、運営に係る費用として支援する ② スポーツ月間中に、加盟協会が主催して、スポーツ教室を開催する場合、運営に係る費用として支援する	① 年間 10,000円 ② 1回 1,000円(上限4,000円) スポーツ月間中については、①の場合も含め、会場使用料(夜間照明使用料を含む)は、スポーツ協会が負担する。(但し、但馬ドームは月間中1日まで。民間施設は別途協議)
審判員等 育成事業 支援金	加盟協会が主催して、審判員等育成のために、講師を招いて開催する講習会等の実施にあたり、運営に係る費用として支援する(年間1回)	会場使用料(但し、但馬ドーム、民間施設は別途協議)と、講師謝金及び旅費支給額の5割(要領収書写し。上限20,000円)

※ スポーツ教室開催事業支援金のうち、①の通年型の実施の場合において、第4条第2項に規定する手続きは、12月末の時点で申請できるものとする。

※ 市立施設及び日高文化体育館の会場使用料については、領収書の添付に代えて、納付書を添付することも可とする。

<別表2>

補助区分	対 象	金 額
大会開催 補助金	加盟協会等が主催又は主管し、日高スポーツ協会が後援する但馬レベルを超える大会に対し補助する	日高スポーツ協会会長賞等として、上限5,000円相当の特産品 (要領収書写し)
大会派遣 補助金	但馬大会を超える公式な大会等への出場にあたり、登録選手数等により補助する 但し、豊岡市内にて開催される大会は除く。	1人1日当たり1,000円 ※親善・交流試合等を除く ※1協会当たり年間50,000円を上限とする
指導者養成 補助金	指導者養成のための研修会、講習会、審判講習会等への派遣にあたり補助する(年間2名まで)	旅費実費額(車の場合は、通行料及び駐車場料金のみ)並びに、宿泊費で計算した金額の5割(要領収書写し。上限10,000円)と、受講料等の5割(要領収書写し、上限5,000円)
優秀競技者 顕彰補助金	個人又は団体で、優秀な成績により県大会以上の大会に参加する場合において顕彰する	立て看板設置費用として、 上限15,000円(要領収書写し)

<別表3>

補助区分	対 象	金 額
大会開催 協賛金	日高スポーツ協会が主催団体を構成したり、後援等する、県大会以上の大会に対し、協賛金として支出する	上限10,000円相当の特産品

